

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対策と御案内について

お客様各位

平素よりご愛顧賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスにより亡くなられた方々にお悔み申し上げるとともに、被患されている方々へお見舞いと早期回復、感染の早期終息を心よりお祈りいたします。また、医療関係者や社会インフラ維持に従事する方々へ心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、政府より発表された『新しい生活様式』や旅行業協会が発表されたガイドライン 及び 交通機関や宿泊施設などの関係機関のガイドラインやマニュアルにそって営業いたします。

弊社では、お客様の安心と安全を守るため、店内入口にはドア用網戸を取り付け密閉空間を改善し店内全体の空気の入替えを行っており、受付には透明のビニールカーテンとアルコール消毒液を設置し、商談スペースにはアクリル板を設置し、感染及びクラスター発生予防に努めております。

新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言 並びに 県外への移動自粛が令和2年6月19日に解除され、落ち込んだ観光需要の回復を図るため栃木県では『県民一家族一旅行推進事業』が令和2年6月16日から段階的に開始されました。(弊社を含む県内旅行会社では6/19に栃木県庁で説明会がありました。

県民一家族一旅行推進事業の取扱旅行社、認可の準備を進めおりますので
詳細わかりしだい改めてご案内申し上げます。)

このことから(株)羽田観光では交代勤務と時短営業を見直し、今後の営業について下記の通りご案内申し上げます。

【営業時間】 令和2年6月22日(月)～ 当面の間 9:00～18:00

※営業時間外でも弊社の電話番号は代表取締役 羽田和史の携帯に転送しますので可能な限りご対応させていただきます。

【株式会社羽田観光 連絡先】

TEL028-682-2245 (土日祝日はお休みですが、電話転送し対応いたします)

新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言(移動自粛・休業等)～現在まで

令和2年4月7日…東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言を行い、4月16日に対象を全国に拡大。

令和2年4月18日…栃木県知事が緊急事態措置(外出自粛要請・休校措置等)宣言
※栃木県知事が4/21～5/10(当初5/6)まで休業要請を行い
羽田観光は4/21～5/10まで休業いたしました。

令和2年5月4日…新しい生活様式(身体的距離の確保・マスク着用・手洗い等)を発表

令和2年5月14日…北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・京都・兵庫の8つの都道府県を除く、39県で緊急事態宣言を解除
※栃木県知事は5/31まで県をまたぐ移動の自粛要請、6/1～6/18までは5都道府県(東京・神奈川・埼玉・千葉・北海道)への移動は慎重に行うよう要請する等の段階的緩和を発表。

令和2年5月21日…大阪・京都・兵庫の3府県について緊急事態宣言を解除
※緊急事態宣言は、東京・神奈川・埼玉・千葉・北海道の5都道県で継続

令和2年5月25日…首都圏1都3県(東京・神奈川・埼玉・千葉)と北海道の緊急事態宣言を解除。およそ1か月半ぶりに全国で解除。ただし首都圏1都3県(東京・神奈川・埼玉・千葉)の移動自粛要請

令和2年6月1日…多くの学校が休校から対策をした毎日の登校を開始

令和2年6月16日…栃木県が『県民一家族一旅行推進事業』を段階的に開始。
※事業申請し認められた旅行会社の実施期間
・インターネット予約サイトの旅行会社 6/16～9/29まで
・県内に本社がある旅行会社 6月下旬(予定)～10/30まで

令和2年6月19日…首都圏1都3県(東京・神奈川・埼玉・千葉)の移動自粛解除